

清掃業務委託契約書（案）

委託者公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学（以下「甲」という。）と、受託者〇〇〇（以下「乙」という。）は、下記の業務について、この契約書及び別紙仕様書に従い、次のとおり契約を締結する。

（契約の対象）

第1条 本契約の対象とする業務は、山陽小野田市立山口東京理科大学における清掃業務とする。

（契約の目的）

第2条 この契約は、乙が前条に規定する業務を行い、甲は委託料を乙に支払うものとする。

（業務の内容及び範囲）

第3条 業務の内容及び範囲は別紙仕様書による。

（委託期間）

第4条 この契約の委託期間は、2019年4月1日から2020年3月31日までとする。

但し、契約期間満了の日の3ヶ月前までに、本学または受託者のいずれかからも何らの意思表示がない時は、期間満了の日の翌日から1年間契約を更新することとし、最長2年間（2021年3月31日まで）とする。

（委託金額及び請求・支払時期）

第5条 甲が乙に支払う委託金額の支払方法は月払いとし、乙は次のとおり請求する。

但し、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額について、税率が変更となった場合は変更後の税率に基づいて算出するものとする。

委託金額	円（うち消費税等額 円）
各月の支払い金額	円（消費税等額含む）
請求の時期	履行月の月末
支払いの時期	適法な請求書を受理した月の翌月末迄

（権利譲渡等の禁止）

第6条 乙は、この契約に基づく権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

2 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に行わせてはならない。

3 前2項の規定にかかわらず、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、権利又は義務の譲渡又は承継及び委託業務の全部又は一部を再委託することができる。

4 前項に規定する承諾を得ようとするときは、乙は、甲が必要とする事項を書面をもって甲に通知しなければならない。

(従業員)

第7条 乙は、委託業務の履行に必要な数の従業員を委託業務に従事させるものとする。

2 甲は、従業員で委託業務の処理及び管理につき著しく不相当と認められる者があるときは、従業員の交替等の必要な措置を採ることを求めることができる。この場合において、乙は、直ちに当該請求に係る事項についての措置を決め、甲に通知しなければならない。

(現場責任者)

第8条 乙は委託業務に従事する従業員の中から次に掲げる事項について乙を代理する現場責任者を選任するものとする。

(1) 乙の従業員の指導監督

(2) 甲と乙との間における連絡調整

(施設等の使用)

第9条 甲は乙に業務を委託するにあたり、甲が必要と認める従業員の控え室、器具・材料・消耗品及び光熱水(以下「施設等」という。)を、甲が必要と認める範囲内において無償で提供する。

2 乙は甲の施設等を他の目的で使用してはならない。

(法令上の責任)

第10条 乙は委託業務処理にあたる従業員に対する使用者として、労働関係法令による全ての責任を負うものとする。

(緊急時等の措置)

第11条 乙は、緊急又は臨時の必要があると甲が認めた場合には、直ちに甲と協議して、別紙仕様書に定めのない業務であっても、これを履行するものとする。

(実施報告書)

第12条 乙は、甲に対して遅滞なく委託業務報告書を提出しなければならない。

2 乙が実施した委託業務の報告書は、甲乙双方において5年間保存する。

(損害賠償)

第13条 乙は、委託業務の実施にあたり、その責めに帰すべき理由により生じた損害は、乙の負担において、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、その責めに帰すべき理由により、第三者に損害を与えたときは、乙の負担において、その損害を賠償しなければならない。

(甲の解除権)

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。

(1) 乙が契約に違反したとき。

(2) 乙が契約を誠実に履行する見込がないと甲が認めたとき。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害を甲に請求することはできない。

(解除後の処理)

第15条 乙は前条の規定により契約が解除された場合は、解除の日までに履行した委託業務の内容を、書面をもって甲に報告しなければならない。

(守秘義務)

第16条 乙は、委託業務の履行に際して知り得た情報を他に漏らしてはならない。契約の終了後及び解除後も、同様とする。

(その他)

第17条 この契約に疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、その都度、甲、乙誠意をもって協議解決するものとする。

以上契約の証として、本書2通を作成し、甲乙が各1通を保有する。

年 月 日

委託者(甲) 住 所 山口県山陽小野田市大学通一丁目1番1号

名 称 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学

代表者 理事長 池 北 雅 彦

受託者(乙) 住 所 ○○○○○○

名 称 ○○○○○○

代表者 ○○ ○○